

手数料納付書

自動車登録番号又は車台番号		所有者又は使用者の氏名又は名称		ふりがな				
				申請人又は申請代理人の氏名	連絡先:() -			
<input type="checkbox"/> 新規登録・新規検査		<input type="checkbox"/> 変更登録	<input type="checkbox"/> 移転登録	<input type="checkbox"/> 一時抹消登録	<input type="checkbox"/> 一時抹消登録後の届出	<input type="checkbox"/> 輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納届出	<input type="checkbox"/> 登録事項等証明書 <input type="checkbox"/> 検査記録事項等証明書	
型式指定車	型式指定車以外	<input type="checkbox"/> 自動車検査証記入(構造等変更検査)						
①譲渡証明書 完成検査終了証 (電子情報)	①譲渡証明書 ②一時抹消登録証明書 ②保安基準適合証 ②限定自動車検査証	①原因を証する書面 ②委任状 ③その他 ④保管場所証明書 (適用地域)	①譲渡証明書 ②印鑑証明書 新・旧所有者 ③委任状 ④その他 ⑤自動車検査証 ⑥限定自動車検査証	①印鑑証明書 ②印鑑証明書 新・旧所有者 ③委任状 ④その他 ⑤保管場所証明書 (適用地域) 登録手数料	①印鑑証明書 ②印鑑証明書 新・旧所有者 ③委任状 ④その他 ⑤保管場所証明書 (適用地域) 登録手数料	<input type="checkbox"/> 解体の届出 <input type="checkbox"/> 減失・用途廃止 <input type="checkbox"/> 輸出予定届出	①輸出抹消仮登録証明書 ①輸出予定届出証明書 ②委任状 手数料	<p style="text-align: center;">合計 両</p> <hr/> <p style="text-align: center;">手数料 両</p> <hr/> <p style="text-align: center;">□ 予備検査</p> <hr/> <p style="text-align: center;">①保安基準適合証 ①限定自動車検査証 ①限定保安基準適合証 検査手数料 両 審査手数料 両</p> <hr/> <p style="text-align: center;">登録番号標等返納確認印</p>
②印鑑証明書	②限定保安基準適合証							
③委任状	③印鑑証明書							
④その他	④委任状 ⑤その他							
⑤保管場証明書 (適用地域)	⑥保管場所証明書 (適用地域)							
登録手数料	登録手数料							
円	円							
検査手数料	検査手数料							
円	円							
<input type="checkbox"/> 番号変更		<input type="checkbox"/> 更正登録	<input type="checkbox"/> 原因を証する書面 ②委任状 ③自動車検査証	<input type="checkbox"/> 原因を証する書面 ②委任状 ③自動車検査証	<input type="checkbox"/> ①委任状 ②自動車検査証 <input type="checkbox"/> 輸出抹消仮登録	※重量税還付を伴う場合 ①還付申請の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 ※受領権限を委任する場合 ①受領権限の委任状 ②受領権限の委任状 <input type="checkbox"/> 所有者変更記録	①自動車検査証再交付 ②検査標章再交付 ③限定自動車検査証再交付	
<input type="checkbox"/> 印紙貼付欄		<input type="checkbox"/> 印紙貼付欄	<input type="checkbox"/> 証紙貼付欄	<input type="checkbox"/> 経由印	<input type="checkbox"/> 受付印			
国土交通省		国土交通省	自動車検査法人					

備考 (1) 申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。

- (2) 新規登録、新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
- (3) 登録(検査記録)事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が2両以上の場合、その自動車登録番号(車両番号)を登録事項等証明書等欄に記載してください。
- (4) 各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか1つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
- (5) 各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。